表第十 公害防止管理者の資格要件(第四十九条関係)	
区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行
	う一種公害防止管理者講習を修了した者
	(一) 電気事業法第四十四条第一項に定める第
	一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技
	術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一
	種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第
	二種ボイラー・タービン主任技術者免状を有 する者
	 (二) ガス事業法第二十六条第一項に定める甲
	種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術
	(三) 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)
	第三十四条第一項に定める技術士登録証を有
	する者
	(四) 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二
	百四号)第二十九条第一項に定める甲種化学
	責任者免状又は甲種機械責任者免状を有する
	者
	(五) 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第
	二条に定める免許を有する者
	(六) 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六
	号)第二条に定める免許を有する者
	(七) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四
	十七年労働省令第三十三号)第九十七条第一
	号に定める特級ボイラー技士免許を有する者
	(八) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四
	十九号)第三十一条第一項に定める甲種火薬
	類製造保安責任者免状又は同条第二項に定め
	る甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
	(九) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律
	第三百三号)第八条第一項に定める毒物劇物
	取扱責任者となることができる者
	(十) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二
	十一条第三項に定める技術管理者となる資格
	を有する者
	(十一) 消防法第十三条の二第一項に定める甲
	種危険物取扱者免状を有する者

- (十二) 省エネ法第九条第一項に定めるエネル ギー管理士免状を有する者
- (十三) 東京都二種公害防止管理者の資格を有 する者
- (十四) 前各号に掲げるもののほか、知事がこれらと同等であると認める資格等を有する者 又は工場等において公害防止若しくは環境管理の業務に従事し、若しくは従事することを 予定する者
- 二 知事が指定する講習等を修了した者
- 三 この規則による改正前の東京都公害防止条例 施行規則による東京都一級公害防止管理者の資 格を有する者
- 四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第七条第一項に定める公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する者

東京都二種公害防止管理者

- 一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う二種公害防止管理者講習を修了した者
 - (一) 前項資格要件の欄一(一)から(十二)までのいずれかに該当する者
 - (二) 消防法第十三条の二第一項に定める乙種 危険物取扱者免状を有する者
 - (三) 高圧ガス保安法第二十九条第一項に定め る乙種化学責任者免状又は乙種機械責任者免 状を有する者
 - (四) ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七 条第二号に定める一級ボイラー技士免許又は 同条第三号に定める二級ボイラー技士免許を 有する者
 - (五) 火薬類取締法第三十一条第一項に定める 乙種火薬類製造保安責任者免状若しくは丙種 火薬類製造保安責任者免状又は同条第二項に 定める乙種火薬類取扱保安責任者免状を有す る者
 - (六) 前各号に掲げるもののほか、知事がこれ らと同等であると認める資格等を有する者又 は工場等において公害防止若しくは環境管理 の業務に従事し、若しくは従事することを予

定する者
二 知事が指定する講習等を修了した者
三 この規則による改正前の東京都公害防止条例
施行規則による東京都二級公害防止管理者の資
格又は東京都三級公害防止管理者の資格を有す
る者